

別表第1（第2条第1項関係） 区長が指定する活動分野

ア 防犯・防災に関する活動
イ 子ども・青少年に関する活動
ウ 福祉に関する活動
エ 環境に関する活動
オ 文化・スポーツに関する活動

別表第2（第2条第2項関係）活動費補助金の補助対象

経費区分	内容等
報償費	・講師謝礼等。ただし、大阪市の基準を準用する
交通費	・事業実施に伴う交通費。ただし、経済的かつ合理的な経路に要するもの
消耗品費	・文房具等事業用品等概ね一年程度の使用で消耗するもの（目的・効果等にかんがみて合理的と判断されうる事業実施に伴う必要最小限の食材費を含む）、または単価5万円未満の物品購入経費 ・図書購入経費（定期刊行物は除く） ・事業実施に伴うプロパンガス等の燃料
印刷製本費	・資料、パンフレット、チラシ、ポスター等の印刷経費等
光熱水費	・事業実施に直接関係のある電気、ガス、水道代等
通信運搬費	・郵便料等
保険料	・事業実施に伴う保険料等
委託料	・事業実施に伴う委託料等（食糧費相当部分は除く）。ただし、事業全部の委託に係る経費は対象外とする ・事業用品等の修繕にかかる委託料
使用料及び賃借料	・事業実施に伴う会場借上げ経費等
備品購入費	・単価5万円以上の備品購入経費。ただし、地域活動協議会が実施する複数の事業で使用し、かつ複数年に渡り使用することが見込まれ、リース等によらずに備品を購入したほうが効率的であると認められるもの
分担金	・他団体と協働で実施することが合理的と認められる事業、活動にかかる負担金
公課費	・各種申請に伴う証紙代等
食糧費	【食事】 ・事業実施に伴ってやむをえず食事時間をはさみ長時間にわたって拘束されるボランティアスタッフの弁当代とそれに付帯する飲料物の合計の内1人1回700円までの部分。 ただし、対象は、スタッフ1名につき1事業1回に限るが、年度内に複数回開催される通年事業等については、同事業でもその開催毎に補助対象とできるものとする ・高齢者食事サービス事業で提供される弁当代とそれに付帯する飲料物の合計の内1人1回700円までの部分。 【飲料物】 ・事業実施に伴う必要最小限のスタッフ用の飲料物、または、事業に直接関係のある会議の必要最小限の飲料物の内1人1回150円/人までの部分。 ただし、飲料物については、アルコール類を除く。
啓発物品費	・配付をすることにより啓発活動の効果が認められる物品購入経費のうち、単価250円までの部分。ただし、単に支給を目的とするものを除く。

別表第3（第2条第4項関係）運営費補助金の補助対象

経費区分	内容等
人件費	・事務員等への賃金相当分の支給等。ただし、大阪府最低賃金(時給)を超える部分は対象外とする
報償費	・講師謝礼等。ただし、大阪市の基準を準用する
交通費	・運営に伴う交通費。ただし、経済的かつ合理的な経路に要するもの
消耗品費	・文房具等事業用品等、概ね一年程度の使用で消耗するもの、または単価 5 万円未満の物品購入経費、図書購入経費（定期刊行物は除く）
印刷製本費	・資料、パンフレット、チラシ、ポスター等の印刷経費等
光熱水費	・事務所維持運営に伴う電気、ガス、水道代等
通信運搬費	・郵便料等。事務所維持運営に伴う電話代、プロバイダ経費
保険料	・社会保険料等保険料
委託料	・業務委託料等（食糧費相当部分は除く）。ただし、事業全部の委託に係る経費は対象外とする ・備品等の修繕にかかる委託料
使用料及び賃借料	・地域活動協議会運営にかかる会議に使用するための会場借上げ経費等
備品購入費	・地域活動協議会運営にかかる単価 5 万円以上の備品購入経費。ただし、複数年に渡り使用することが見込まれ、リース等によらずに備品を購入したほうが効率的であると認められるものに限る
公課費	・収入印紙代等
食糧費	・地域活動協議会運営にかかる会議の必要最小限の飲料物の内 1 人 1 回 150 円/人までの部分。ただし、アルコール類は除く。